

令和7年10月24日（金）13時30分～  
交通政策審議会 海事分科会 第188回船員部会

【岩下労働環境技術活用推進官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第188回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の岩下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はウェブ会議システムを併用しての開催としております。リモートでご参加の委員におかれましては、カメラ、マイクの通信はオフ（マークにスラッシュが入った状態）のままで、ご発言される際のみカメラ、マイクをオンに、発言が終わりましたら、カメラ、マイクをオフにしていただきますようお願いいたします。

また、ご発言いただく際は、画面上部のアイコンから「手を挙げる」を選択いただくか、カメラ、マイクをオンにして「部会長」と発言いただき、部会長より指名がありましたらご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。

なお、会場にご出席されている委員におかれましては、発言を希望される場合は挙手をしていただき、部会長より指名がありましたら、お手元のトークボタンを押して、ご自身の氏名をおっしゃった後に発言していただき、発言が終わりましたら、再度ボタンを押してマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員19名中16名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の資料につきましては、会場にご出席されている委員の皆様には、席上に配付をさせていただいております。また、リモートでご参加の委員におかれましては、事前にお配りした資料をご覧ください。資料は16ページもので、各ページの右下に通し番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

議事に入ります前に、臨時委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。使用者委員の木上委員が退任され、新たに松本委員が就任されました。それでは、大日本水産会の松本委員、お手元のトークボタンを押していただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

【松本（冬）臨時委員】 皆様、こんにちは。一般社団法人大日本水産会の松本と申します。実は7月に前任の木上と交代しまして、それから個人的になかなか日程調整がうまくいかず、今日が初日ということで、今後いろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ありがとうございます。続きまして、事務局を務めさせていただいている海事局に人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。足立大臣官房審議官です。

【足立審議官】 皆さん、どうもこんにちは。ただいまご紹介いただきました、10月から大臣官房審議官を務めております足立です。どうぞよろしくお願ひします。

こちらの部会の委員の皆様におかれましては、船員行政に関してご助言、ご意見を毎回多く賜り、本当にありがとうございます。おかげさまで、先般ご議論いただいた船員法もさきの国会で通過をし、これから順次施行するという段階になってまいりますので、またその点に関しましても、大所高所からご意見をいただければと思っております。

また、本日、高市政権ができて、まさにあそこの、あの建物で、いわゆる所信表明演説というのが多分今なされたか、終わったぐらいだと思うんですけども、今回の総理の最初のほうのお言葉に、日本の底力、日本人の底力、これをしっかりと上げていくんだというご答弁があるんですが、やはり海運、海事、船員の世界というのは、日本の底力、日本人の底力というのに非常に親和性があるというか、やっぱり日本がこれからもう一度、底力をつけてやっていこうというところに非常に多く関係している分野だと思っていますので、ぜひそういう観点も含めてご指導賜れればと思います。どうぞよろしくお願ひします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 ご紹介は以上となります。

それでは、議事に入りたいと思います。加藤部会長、司会進行をお願いいたします。

【加藤部会長】 承知しました。それでは、早速議事を進めてまいります。

報告事項でございます議題1の令和7年度（第69回）船員労働安全衛生月間の実施概要について、事務局よりご説明をお願いいたします。

【横田産業保健企画官】 産業保健企画官の横田です。よろしくお願ひいたします。

資料1に基づいて説明させていただきます。令和7年度、船員労働安全月間の活動につきまして、概要報告でございます。船員労働安全衛生月間は、海上における船員労働安全思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により、船員災害の防止を図ることを目的としまして、令和7年度で69回目を迎えております。

令和7年度は、「耳で確認　目で確認　指差し呼称で更なる安全」というスローガンの下、9月1日から30日までの1か月間、全国各地において訪船指導、大会、講演会の開催、船員の無料健康相談というところを実施いたしました。

まず、訪船指導につきましては、全国258か所、1,179隻に対して安全衛生に関する訪船指導を実施しております。この中で、安全担当者の記載簿の不備、衛生担当者の記載簿の不備、救命設備関係の不備というところをそれぞれ59件、49件、32件、指導しております。

この中で、一番内容として多いものは、確認事項につきまして、確認した担当者、責任者のほうの氏名の記載漏れというところでございました。このような、その場では正できるようなものにつきましては、その場で指導を行って是正させているところでございます。また、例えば消耗品が切れていたとか、そういったその場ではすぐ是正できないものにつきましては、後日、それをそろえたところを報告していただき、この訪船指導に基づいて改善を図っていただいているというところでございます。

2番目に移らせていただきまして、大会、講演会の開催でございます。こちらは全国18か所において船員災害防止大会を開催しております。合計891人の方に参加いただきました。また、講演会、講習会につきましては、全国48か所において、合計2,262名にご参加いただいております。

また、船員無料健康相談等の実施につきまして、全国106か所において無料の健康相談を実施いたしまして、合計525人の方に対して相談を実施したというところでございます。

今年度の船員労働安全月間の活動内容については、今後さらに把握を進めまして、令和8年度の実施に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

**【加藤部会長】** ありがとうございました。それでは、本件につきまして、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

遠藤委員、お願いします。

**【遠藤臨時委員】** 遠藤です。よろしくお願ひします。ご説明ありがとうございました。

質問が1点あるんですが、4ページの訪船指導のところで、それぞれ安全担当者記載簿の不備と、それから衛生担当者記載簿の不備、救命設備関係の不備ということで、今ご説明があったように、訪船指導をして責任者の氏名の記載漏れなど、そういったその場で

きる是正とか、そうでないものは後日に確認するというご説明だったんですけれども、特に救命設備関係の不備の32件、この救命設備関係のところでは、その内容にもよりますが、その場では是正ができるものではないと思うんですけれども、後日確認をしないといけなかった、不備というのはどれぐらいあって、内容的にどういうものだったのかということを少し教えてほしいんですけども。

以上です。

【加藤部会長】 今のところ、質問にお答えいただけますか。救命設備関係の不備の内容ですね。分かりますか。

【横田産業保健企画官】 この32件のうち、多くは当日是正できるようなものでございました。その多くは、担当者の氏名漏でございます。

ただ、後日案件になったのが1点ございました。それは、自己点火灯、ランプについてのバッテリーが切れてしまって、交換のほうがなかったというところで、それは後日そろえて報告してくださいというところで指導しております。

以上でございます。

【加藤部会長】 よろしくございますか、遠藤委員。お願ひいたします。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。救命設備関係のところ、自己点火灯は、非常に重要なというか、備えなければならない必要なものですので、この辺については訪船指導の中で指導いただきたいと、是正が図られたということですが、引き続き訪船指導のほうはしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

【加藤部会長】 じゃ、今のはよろしいですね。

【横田産業保健企画官】 はい。

【加藤部会長】 そのほか、いかがでございましょうか。

では、次の議題に移りたいと思います。議題2の審議事項でございます船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正についてですが、専門部会での調査、審議の結果につきまして、事務局よりご説明をいただいた上で審議をすることとしたいと思います。それでは、まず、事務局よりご説明をお願い申し上げます。

【成瀬労働環境対策室長】 船員政策課の成瀬でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料のほうは、右下にページ数が振っておりますが、6ページから9ページとなります。全国内航鋼船運航業、海上旅客運送業、漁業（かつお・まぐろ）、漁業（いか釣り）の4業種につきましては、本年7月17日に諮問いたしまして、その後、最低賃金専門部会においてご審議いただき、今般、全国内航鋼船運航業、海上旅客運送業、漁業（かつお・まぐろ）の3業種について結論に至りましたので、ご報告申し上げます。

7ページの資料2-2をご覧ください。まず、左側から全国内航鋼船運航業についてです。9月30日開催の第2回目の専門部会におきまして、最低賃金額を、職員及び部員それぞれ8,500円引き上げることとなりました。続いて、その右の海上旅客運送業です。10月6日の第2回専門部会におきまして、最低賃金額を、職員、事務部職員及び部員をそれぞれ8,500円引き上げることとなりました。さらにその右側、漁業（かつお・まぐろ）についてです。10月22日開催の第2回の専門部会におきまして、最低賃金額を1万700円引き上げることとなりました。

今回、最低賃金専門部会で結論に至りました改正案につきましては、前のページに戻つていただいて6ページの資料2となります。なお、全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会におきまして、資料2の1ポツの後段に記載がございます、労働者委員より、航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金につきましては、その職責を考慮して、最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導されたいとのご意見がございました。要望事項として付記させていただいております。

最後に、この最低賃金額の適用の時期でございますが、例年ベースのスケジュール感で申し上げますと、答申手続及び最低賃金法上の所要の手続を経まして、来年2月頃を見込んでおります。

説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

**【加藤部会長】** ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問ございましたらお願ひいたします。特にございませんか。

それでは、特にないようですので、船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正については、資料2の案のとおりの結論とさせていただいて、海事分科会長にご報告したいと存じますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【加藤部会長】** ありがとうございます。野川先生もご審議をしていただき、ありがと

うございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題3の審議事項でございます、船員派遣事業の許可についてでございますが、本件につきましては、個別事業者の許可に関する事項でございますので、公開することによって当事者の利益を害するおそれがあるということで、船員部会運営規則第11条ただし書の規定によりまして、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ関係者以外の方は、会場及びウェブ会議からご退室をお願いしたいと存じます。

(非公開・関係者以外退室)

**【加藤部会長】** それでは、ただいまの本日意見を求められました諮問でございますが、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可につきましては、許可することが適当であるという結論といたしまして、海事分科会長にご報告したいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【加藤部会長】** 分かりました。これで、本日の予定された議事は全て終了いたしました。

ほかに何かございますでしょうか。

遠藤委員、お願ひいたします。

**【遠藤臨時委員】** よろしくお願ひします。4月の第182回の船員部会の中で、これもその他のところだったんですけども、水素燃料のタグボートが建造されるということで、どの辺まで海事局のほうで認識しているのかという質問等をさせてもらったのと同時に、今このタグボートについては海事新聞のほうで掲載されましたので、その辺の少し議論のやり取りがあったと記憶しているんですけども、今般、これに続いて、海事新聞のほうで水素燃料タグの引渡しという記事が掲載されております。

実際、前回の4月の船員部会の中では、水素燃料電池船のガイドラインと同様に考えていうというようなご発言があったわけなんですけれども、その際にはこちらから、やっぱり燃料電池船のガイドラインと、それから水素燃料、幾ら気体水素にしても、やはり設備などが全くマッチングしている項目だけではないので、その辺はしっかりやってくださいというお願いをしていたと思うんですけども、今般、水素燃料タグが記事で出てきておりますので、この辺の進捗を少し教えてほしいのと、それから今後、この部分について、どういう考え方があるのかどうなのかというところを教えてほしいんですけども。

【加藤部会長】 今、水素燃料タグのことですね。4月にご質問があつて、その後の進捗ですね。それと今後の方針というのがあれば、事務局から、成瀬さんですかね、お願いいたします。

【成瀬労働環境対策室長】 事務局、船員政策課の成瀬でございます。遠藤委員、ありがとうございます。

4月時の質問をいただいたときに、当該圧縮水素の燃料タグ船に乗り組む船員の教育訓練の話をさせていただきましたが、今、お話をございましたように、水素電池燃料船と同様に、水素電池燃料船の安全ガイドラインに基づき実施していただくということをお伝えしております。

このガイドラインは、500トン未満の船舶に限られるというものでしたが、4月にお答えしたとおり、このガイドラインに基づいて対応いただいております。このガイドラインでは、圧縮水素燃料の移送、いわゆるバンカリングの際の燃料の漏えいや火災対策等の教育訓練を実施することを同様に示しているところですが、本水素燃料タグボートにおいてもバンカリングマニュアルを作成するなど、適切に対応していただいていることを船舶事業者等を通じて確認させていただいております。

記事にありますとおり、本水素燃料のタグボートは、船主に引き渡されております。今後の対応といたしましては、運航実証を行い、さらにここで細かな安全性を確認するということを受けまして、その後に就航するという流れで聞いております。

それで、この圧縮水素燃料船の船員の教育訓練というものを今後どう皆さんに周知するかというところがお聞きしたいところだと認識しておりますが、国交省のホームページ上において、圧縮水素燃料を使用する総トン数500トン未満の船舶における船員の必要な教育訓練への対応といたしまして、水素燃料電池船の安全ガイドラインにより参照いただくようにということで、国交省のホームページ上に明示して周知するということで、現在、準備を進めさせていただいております。

ただ、あくまでもガイドライン名というのが、水素燃料電池船ということの安全ガイドラインということにもなっておりますので、なかなか誤解を生んだり、分かりにくいという点もあるでしょうから、その辺は分かりやすいよう見せ方の工夫をさせていただいて、周知をしていただきたいと思います。また、周知を行う時期につきましても、このタグボートが就航するという、その時期に合わせてするというものではなくて、できるだけ早い時期に周知をさせていただくように考えております。

以上でございます。

【加藤部会長】 今、2点お答えがございましたが、遠藤委員、いかがでしょうか。

【遠藤臨時委員】 タグボートは総トン数500トン未満だから、この水素燃料電池船の安全ガイドラインの教育訓練はほぼほぼ一緒であると、しかしながら、水素燃料電池船の安全ガイドラインとは、今回のタグボートは構造上、設備や仕組みなどが違うので、その辺の誤解が生じないように、また工夫をして安全ガイドラインを作成していただけるという理解でいいんですか。

【加藤部会長】 そこのところ、今もう一度説明いただけますか。燃料電池船と、マニュアルがどうなのかという、その違いですね。

【成瀬労働環境対策室長】 今後出てくるであろう圧縮水素燃料船の大型船という意味での違いということだと、機器も複雑になってくるということもあって、より慎重な対応が必要になってくると思います。

一方で、500トン未満の比較的小さい船ということであれば、今お話しさせていただいたような形で、電池燃料船と共通の部分というのが多いということもあって、そういう意味で、1つのガイドラインを用いて船員の教育訓練ができるのではないかと考えております。

【加藤部会長】 違いは明確に書くわけですね。ここと違いますよというところは書くわけですね。つまり、援用するということですよね。

【成瀬労働環境対策室長】 そのとおりです。

【加藤部会長】 援用するんだけど、違うところはちゃんと言いますよということですね。そのところ、ご懸念なんでしょう、多分。

【遠藤臨時委員】 そうです。

【加藤部会長】 違いをちゃんと書いていただけるということですね。

【成瀬労働環境対策室長】 はい。そのように対応いたします。

【加藤部会長】 遠藤委員、お願ひいたします。

【遠藤臨時委員】 ありがとうございます。いずれにしましても、そういったものを作成していただけるということなので、やっぱり必要な部分ですので、その辺はしっかりと対応していただきたいのと、それから、誤解のないように、やはり水素燃料電池船の安全ガイドラインというものが出てきますので、それと教育訓練などの内容は重なる部分はあるにしても、今回就航するタグボートは水素燃料電池船ではありませんので構造上の設備や

仕組みが違うところは全然違うので、その辺の違いを安全ガイドラインで分かりやすいように、誤解が生じないように、しっかり対応していただきたいのと、なるべく早めによろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

【加藤部会長】 成瀬室長、よろしいですか。

【成瀬労働環境対策室長】 ありがとうございました。違う部分が分かるよう対応をさせていただきたいと思います。

【加藤部会長】 そのほか、よろしゅうございますか。

それでは、事務局よりお願ひいたします。

【岩下労働環境技術活用推進官】 次回の船員部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。事務局からは以上でございます。

【加藤部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第188回船員部会を閉会いたします。本日はご多忙のところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席賜りまして、ありがとうございました。

――了――